令和８年 第１回

いなべ市議会 定例会 議案

令和８年第１回定例会提出議案

議案番号	件　　　　　　　　　　　　　　名	議決要領
承　　認 第　１　号	専決処分の承認を求めることについて（令和７年度いなべ市一般会計補正予算（第８号））	
諮　　問 第　１　号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
同　　意 第　１　号	いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	
議　　案 第　３　号	いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　４　号	いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　５　号	いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　６　号	いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　７　号	いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　８　号	いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第　９　号	いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	

令和８年第１回定例会提出議案

議案番号	件　　　　　　　　　名	議決要領
議　　案 第１０号	いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１１号	いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
議　　案 第１２号	いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１３号	いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１４号	いなべ市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１５号	いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１６号	いなべ市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１７号	いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議　　案 第１８号	財産の無償譲渡について（東一色自治会への無償譲渡）	
議　　案 第１９号	財産の処分について（防災用緊急資材置場）	

令和８年第１回定例会提出議案

議案番号	件　名	議決要領
議　案 第２０号	いなべ市道路線の認定について	
議　案 第２１号	いなべ市道路線の変更について	
議　案 第２２号	令和７年度いなべ市一般会計補正予算（第９号）	
議　案 第２３号	令和７年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）	
議　案 第２４号	令和７年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	
議　案 第２５号	令和７年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第４号）	
議　案 第２６号	令和８年度いなべ市一般会計予算	
議　案 第２７号	令和８年度いなべ市国民健康保険特別会計予算	
議　案 第２８号	令和８年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算	
議　案 第２９号	令和８年度いなべ市介護保険特別会計予算	

令和８年第１回定例会提出議案

議案番号	件　　名	議決要領
議　　案 第３０号	令和８年度いなべ市水道事業会計予算	
議　　案 第３１号	令和８年度いなべ市下水道事業会計予算	
	以下余白	

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて
（令和７年度いなべ市一般会計補正予算（第８号））

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

専決第１号

専　決　処　分　書

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

　　令和８年１月２２日

いなべ市長　日　沖　　靖

諮問第１号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

住　　所　[redacted]

氏　　名　大橋　博哉

生年月日　[redacted]

任　　期　令和８年７月１日から令和１１年６月３０日まで

提案理由

人権擁護委員１０人のうち、藤田研裕委員が令和８年６月３０日をもって任期満了となるため、その後任の委員として大橋博哉氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦しようとするもので、人権擁護委員の候補者の推薦については、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

同意第１号

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者をいなべ市固定資産評価審査委員会の委員としたいから、その選任について議会の同意を求める。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

住　　所　[redacted]

氏　　名　羽場　康廣

生年月日　[redacted]

任　　期　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

提案理由

いなべ市固定資産評価審査委員会の委員３人のうち、羽場康廣委員が令和８年３月３１日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を選任しようとするもので、固定資産評価審査委員会の委員の選任については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第３号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和８年政令第１０号）の公布に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を引き上げるため、いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

いなべ市消防団員等公務災害補償条例(平成15年いなべ市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「15,000円」に改め、同条第３項中「100円」を「433円」に改め、「、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円を」を削り、「第３号から第６号まで」を「第２号から第５号まで」に改め、同項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後のいなべ市消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じたいなべ市消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第４号

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第５１号）の施行に伴い、施策における防災上の実施事項に被災者の生活再建に関する事項等が加えられたことによって市条例で引用する号が繰り下げられたため、いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例(令和２年いなべ市条例第１号)の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「法第８条第２項第15号」を「法第８条第２項第17号」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５号

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

小学校就学の始期から小学３年生までの子を養育する職員が安心して仕事と育児を両立できるよう子育て部分休暇制度を新設するため、いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びいなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第１条　いなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年いなべ市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第８条の３第１項中「この条」の次に「及び第15条の３」を加える。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の２の次に次の１条を加える。

（子育て部分休暇）

第15条の３　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校就学の始期から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　子育て部分休暇の時間は、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　子育て部分休暇については、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第20条に規定する勤務時間１時間当たりの給与額を減額する。

（いなべ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　いなべ市職員の育児休業等に関する条例（平成15年いなべ市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第２項中「又は勤務時間条例第15条の２の規定による介護時間」を「、勤務時間条例第15条の２の規定による介護時間又は同条例第15条の３の規定による子育て部分休暇」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を子育て部分休暇とする改正後のいなべ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の３第１項の規定による請求（小学校就学の始期から満９歳に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第６号

いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和７年政令第２３７号）の公布に伴い、ｅＬＴＡＸを用いて納付するものとして普通地方公共団体の長が指定する公金の収納事務を地方税共同機構に行わせることに関する規定が追加されたことにより、市の条例において引用している条が繰り下げられたため、いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和２年いなべ市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第２条中「第173条の４第１項第１号」を「第173条の５第１項第１号」に改める。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第７号

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

個人番号カード（マイナ保険証）の提示による電子資格確認によって福祉医療費の資格確認をできるようにするため、いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市福祉医療費の助成に関する条例（平成15年いなべ市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格者又は保護者等が受給資格証に代えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードを提示し、並びに健康保険法（大正11年法律第70号）第３条第13項に規定する電子資格確認によって保険医療機関等が受給資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。

第10条第１項ただし書を次のように改める。

ただし、前条第１項の規定により同条第２項による福祉医療費の助成があったものとみなしたときは、この限りでない。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第８号

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の施行及び国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）の改正に伴い、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額及び海外から入国した被保険者における入国初年度の国民健康保険税の前納制度について定め、並びに三重県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率を改めるため、いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

いなべ市国民健康保険税条例（平成31年いなべ市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

(4)　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第２条第３項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.97」を「100分の6.77」に改める。

第４条中「27,700円」を「24,500円」に改める。

第５条第１号中「及び第23条第１項」を「、第15条及び第27条第１項」に、「14,800円」を「12,800円」に改め、同条第２号中「7,400円」を「6,400円」に改め、同条第３号中「11,100円」を「9,600円」に改める。

第６条中「100分の3.10」を「100分の3.05」に改める。

第７条中「10,700円」を「11,000円」に改める。

第８条第１号中「5,700円」を「5,800円」に改め、同条第２号中「2,850円」を「2,900円」に改め、同条第３号中「4,275円」を「4,300円」に改める。

第９条中「100分の3.02」を「100分の3.01」に改める。

第30条を第34条とし、第25条から第29条までを４条ずつ繰り下げる。

第24条中「第26条第１項」を「第30条第１項」に、「及び前条第１項」を「及び第27条第１項」に、「第24条」を「第28条」に、「所得税法）」を「所得税法」に、「前条第１項第１号」を「第27条第１項第１号」に、「次条」を「第28条」に改め、同条を第28条とし、第23条の２を第27条の２とする。

第23条第１項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円）」の次に「並

びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から当該各号のキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号ア中「19,390円」を「17,150円」に改め、同号イ(ｱ)中「10,360円」を「8,960円」に改め、同号イ(ｲ)中「5,180円」を「4,480円」に改め、同号イ(ｳ)中「7,770円」を「6,720円」に改め、同号ウ中「7,490円」を「7,700円」に改め、同号エ(ｱ)中「3,990円」を「4,060円」に改め、同号エ(ｲ)中「1,995円」を「2,030円」に改め、同号エ(ｳ)中「2,993円」を「3,045円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　700円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　70円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　350円

(ｲ)　特定世帯　175円

(ｳ)　特定継続世帯　263円

第23条第１項第２号ア中「13,850円」を「12,250円」に改め、同号イ(ｱ)中「7,400円」を「6,400円」に改め、同号イ(ｲ)中「3,700円」を「3,200円」に改め、同号イ(ｳ)中「5,550円」を「4,800円」に改め、同号ウ中「5,350円」を「5,500円」に改め、同号エ(ｱ)中「2,850円」を「2,900円」に改め、同号エ(ｲ)中「1,425円」を「1,450円」に改め、同号エ(ｳ)中「2,138円」を「2,175円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　500円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　50円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　250円

(ｲ)　特定世帯　125円

(ｳ)　特定継続世帯　188円

第23条第１項第３号ア中「5,540円」を「4,900円」に改め、同号イ(ｱ)中「2,960円」を「2,560円」に改め、同号イ(ｲ)中「1,480円」を「1,280円」に改め、同号イ(ｳ)中「2,220円」を「1,920円」に改め、同号ウ中「2,140円」を「2,200円」に改め、同号エ(ｱ)中「1,140円」を「1,160円」に改め、同号エ(ｲ)中「570円」を「580円」に改め、

同号エ(ｳ)中「855円」を「870円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　200円

ク　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　20円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ｱ)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　100円

(ｲ)　特定世帯　50円

(ｳ)　特定継続世帯　75円

第23条第２項第１号ア中「4,155円」を「3,675円」に改め、同号イ中「6,925円」を「6,125円」に改め、同号ウ中「11,080円」を「9,800円」に改め、同号エ中「13,850円」を「12,250円」に改め、同項第２号ア中「1,605円」を「1,650円」に改め、同号イ中「2,675円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「4,280円」を「4,400円」に改め、同号エ中「5,350円」を「5,500円」に改め、同項に次の１号を加える。

(3)　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　150円

イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　250円

ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　400円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　500円

第23条第３項に次の３号を加える。

(7)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9)　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第14条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出

産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の１項を加える。

4　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第１項、第２項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。））は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条を第27条とする。

第22条第１項中「第14条第１項」を「第18条第１項」に改め、同条を第26条とする。

第21条第１号中「第16条第２項」を「第20条第２項」に改め、同条を第25条とする。

第20条を第24条とし、第19条を第23条とし、第18条を第22条とする。

第17条中「第20条及び第21条」を「第24条及び第25条」に改め、同条を第21条とする。

第16条を第20条とする。

第15条第１項中「第23条」を「第27条」に改め、同条を第19条とし、同条の前に次の１条を加える。

（普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期）

第18条の２　前条第１項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の１月１日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が１月１日に日本国内に住所を有していなかつた世帯」という。）においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第１期とする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯における普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

２　前条第２項の規定にかかわらず、世帯主が１月１日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、前条第１項に掲げる期間のうち、次条の規定による算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間で納税通知書に定めるものとする。ただし、市長は、当該世帯において、特別の事情があると認める場合には、当該世帯に課する国民健康保険税の納期は、前条第２項の規定に定めるところによる。

第14条第２項中「次条」を「第19条」に改め、同条を第18条とする。

第13条中「第16条、第20条及び第21条」を「第20条、第24条及び第25条」に改め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とし、第11条の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第12条　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第13条　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について1,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第14条　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第15条　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　500円

(2)　特定世帯　250円

(3)　特定継続世帯　375円

附則第３項中「第23条」を「第27条」に改める。

附則第４項中「第29条第１項第３号」を「第33条第１項第３号」に改める。

附則第５項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第６項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第８項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第９項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第10項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第11項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第12項中「第９条及び」を「第９条、第12条及び」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第13項中「第９条及び」を「第９条、第12条及び」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第14項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

附則第15項中「及び第23条」を「、第12条及び第27条」に、「第23条第１項」を「第27条第１項」に改める。

別表中「第29条」を「第33条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後のいなべ市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第９号

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第４２０号）が公布されたことに伴い、令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例を設けるため、いなべ市介護保険条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市介護保険条例の一部を改正する条例

いなべ市介護保険条例（平成16年いなべ市条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２条を加える。

（令和８年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第７条　第１号被保険者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第１項において同じ。）のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第１項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に令和７年中の同条第１項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

２　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２

第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

３　第１号被保険者のうち、令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア、第９号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第１項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第２項の規定によって計算した金額に65万円から令和７年給与所得控除額（令和７年中の所得税法第28条第１項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第１条の規定による改正前の所得税法別表第５（以下「別表第５」という。）の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

（令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第８条　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項の規定の適用については、当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第１号に掲げる者に該当し、かつ、第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法

の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1)　令和７年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和８年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和８年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第３項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2)　地方税法第295条第１項第２号に掲げる者に該当し、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3)　地方税法第295条第１項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和８年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア　令和７年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ　令和７年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ　令和７年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第３項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第５の給与等の金額として、別表第５により当該金額に応じて求めた別表第５の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

２　第１号被保険者の令和８年度における保険料率の算定についての第２条第１項

の規定の適用については、当該第１号被保険者が前項第１号に掲げる者に該当し、かつ、同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第１号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１０号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和７年内閣府令第８０号）が施行されたことにより、保育所等における虐待対応の強化及び地域限定保育士の一般制度化が行われたこと、並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第８２号）及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和７年内閣府令第９６号）が公布され、乳幼児健康診査による健康診断の代替と文言整理が行われたため、いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次中「第４章　雑則（第53条）」を「第４章　特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）
第５章　雑則（第62条）」に改める。

第１条中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

第２条第22号及び第23号中「法第29条第１項」を「法第29条第１項各号」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号（幼保連携認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」に改める。

第37条第１項中「法第29条第１項」を「法第29条第１項各号」に改める。

第42条第７項中「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の４第１項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所」を削る。

第52条第３項中「教育・保育給付認定保護者に限る。)」の次に「」」を加える。

第53条を第62条とする。

第４章を第５章とし、第３章の次に次の１章を加える。

第４章　特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条　法第58条の４第２項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条　特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第３項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第１項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を

記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条　特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2　特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条　特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2　前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条　特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるもので

ある場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

（施設等利用給付認定保護者に関する市への通知）

第58条　特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の８第１項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。

（施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第59条　特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（秘密保持等）

第60条　特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（記録の整備）

第61条　特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「同条第10項第２号」の次に「若しくは第３号」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

第17条第２項を次のように改める。

２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」と

いう。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第２項中「修了した保育士」の次に「若しくは三重県が法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第29条第１項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第２項第３号中「法第６条の３第10項第２号」の次に「及び第３号」を加える。

第31条第１項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加え、同条第２項第３号中「法第６条の３第10項第２号」の次に「及び第３号」を加える。

第44条第１項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第１項中「保育士」の次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

（いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　いなべ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年いなべ市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第９条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第１項各号」に改める。

第16条第６号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第７号中「、終了」を「及び終了」に、「及び利用」を「その他の利用」に改める。

第18条第１項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第３項中「事業に係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24

年法律第65号）第27条第１項又は第29条第１項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条第１項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「三重県が法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の２　子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般形乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「及びその」を「及びその乳児等通園支援事業所の」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１１号

いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）の公布により、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、その関係条例を制定するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
第１節　利用定員に関する基準（第３条）
第２節　運営に関する基準（第４条―第 32 条）
第３章　雑則（第 33 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の３において準用する同法第 46 条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、三重県、市、特定教育・保育施設等（法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第 54 条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第 30 条の 15 第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の３において準用する法第 54 条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事

項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第５項（法第 30 条の 21 第３項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2)　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
(3)　食事の提供に要する費用
(4)　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
(5)　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第 13 条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第 14 条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第 15 条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第 16 条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保

護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第18条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2)　その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3)　職員の職種、員数及び職務の内容

(4)　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5)　第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)　第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

(7)　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)　緊急時等における対応方法

(9)　非常災害対策

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第 21 条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第 22 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第 23 条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 12 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 24 条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第 25 条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第 26 条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなけれ

ばならない。
２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
（利益供与等の禁止）
第 27 条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情解決）
第 28 条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
５　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
（地域との連携等）
第 29 条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならな

い。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3)　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

(1)　第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2)　第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3)　第18条の規定による市への通知に係る記録

(4)　第28条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第30条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1)　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2)　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の

申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（いなべ市保育所条例の一部改正）

2　いなべ市立保育所条例（平成 15 年いなべ市条例第 90 号）の一部を次のように改正する。

第７条第４項中「第２条に規定する乳児等通園支援をいう。）」の次に「又は特定乳児等通園支援事業（子ども・子育て支援法第 30 条の 20 第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）による特定乳児等通園支援（いなべ市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和８年いなべ市条例第　号）第２条に規定する特定乳児等通園支援をいう。）」を、「当該乳児又は幼児の保護者から乳児等通園支援事業」の次に「又は特定乳児等通園支援事業」を加える。

議案第１２号

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

予防接種法（昭和２３年法律第６８号）の改正により、予防接種事務において個人番号を利用するため、これに準じて、予防接種法に基づかない予防接種を実施し、及び助成を行う事務において、個人番号を利用するために、いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年いなべ市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第１教育委員会の項の前に次のように加える。

市長	予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２教育委員会の項の前に次のように加える。

市長	予防接種法による予防接種以外の予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの及び住民票関係情報

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１３号

いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

地籍調査事業における登記完了後の成果の写しの交付手数料を徴収するため、いなべ市手数料徴収条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市手数料徴収条例の一部を改正する条例

いなべ市手数料徴収条例（平成15年いなべ市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次の３号を加える。

(58)　地籍調査に関する一筆地積測量図の交付手数料　１筆につき　500円

(59)　地籍調査に関する地籍集成図の交付手数料　１枚につき　500円

(60)　地籍調査に関する地番別座標一覧表の交付手数料　１枚につき　500円

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１４号

いなべ市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

学校給食が公会計化されたことにより、運営委員会の業務が終了したため、いなべ市立学校給食センター条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

いなべ市立学校給食センター条例（平成15年いなべ市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１５号

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）により、国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）に基づく国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

いなべ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年いなべ市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士の資格を有する者」の次に「（三重県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１６号

いなべ市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市体育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

いなべ市体育施設のうち北勢プール等を廃止し、一部体育施設に新たに多目的室、会議室及び冷暖房設備を設置するため、いなべ市体育施設条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市体育施設条例の一部を改正する条例

いなべ市体育施設条例（平成15年いなべ市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第２条の表いなべ市北勢プールの項を削る。

別表その１体育館の部を次のように改める。

<table>
<tr><td rowspan="16">体育館</td><td rowspan="5">員弁運動公園体育館</td><td colspan="2">全面</td><td>600</td><td>1,200</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／２使用(バスケットボール１面相当)</td><td>300</td><td>600</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／３使用(バレーボール１面相当)</td><td>200</td><td>400</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／６使用(バドミントン１面相当)</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議室</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td rowspan="7">大安スポーツ公園体育館</td><td colspan="2">全面</td><td>400</td><td>800</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／２使用(バレー1面相当)</td><td>200</td><td>400</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／４使用</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td colspan="2">多目的室</td><td>200</td><td>400</td></tr>
<tr><td rowspan="3">冷暖房設備</td><td>全面</td><td>1,000</td><td>2,000</td></tr>
<tr><td>１／２使用</td><td>500</td><td>1,000</td></tr>
<tr><td>多目的室</td><td>200</td><td>400</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大安海洋センター体育館</td><td colspan="2">全面</td><td>400</td><td>800</td></tr>
<tr><td colspan="2">１／２使用</td><td>200</td><td>400</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議室</td><td>100</td><td>200</td></tr>
<tr><td colspan="2">冷暖房設備(会議室)</td><td>100</td><td>200</td></tr>
</table>

別表その１備考中第４項を削る。

別表その３中「

員弁運動公園海洋センタープール
北勢プール

」を「

員弁運動公園海洋センタープール

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、別表その１体育館の部の改正規定（大安スポーツ公園体育館の款及び大安海洋センター体育館の款に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

（準備行為）

２　第４条から第11条までの規定に基づく手続等は、この条例の施行日前においてもすることができる。

議案第１７号

いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

小学校体育館、中学校体育館及び武道場に新たに冷暖房設備を設置するため、いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

いなべ市学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

いなべ市学校施設の利用に関する条例（平成15年いなべ市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表小学校施設の部に次のように加える。

冷暖房設備(体育館)	400

別表中学校施設の部に次のように加える。

冷暖房設備	体育館全面	800
	体育館１／２使用	400
	武道場	400

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１８号

財産の無償譲渡について
（東一色自治会への無償譲渡）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

１　無償譲渡財産の表示

(1) 所　在　いなべ市員弁町東一色字一色浦８９３番２０
地　目　公園
地　積　１．１９㎡

(2) 所　在　いなべ市員弁町東一色字天皇３２０８番８
地　目　公園
地　積　２２３㎡

２　無償譲渡の相手方

所在地　三重県いなべ市員弁町東一色３３１２番地
名　称　東一色自治会
代表者　自治会長　清水　厚博

提案理由

東一色自治会が計画する公園施設の充実化を支援し、地域施設の充実及び活性化を図るため、東一色自治会に無償で公園を譲渡するに当たっては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第１９号

財産の処分について
（防災用緊急資材置場）

次のとおり、財産を処分しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

１　所在地
いなべ市北勢町阿下喜字八反田５７番３　ほか５筆

２　地目
雑種地

３　面積
５，４７３平方メートル

４　処分目的
災害に強い地域づくりの推進及び脱炭素社会の実現

５　処分方法
随意契約

６　処分価格
１３２，５８８，０００円

７　相手方
三重県津市垂水９９番地１

ＭＴホールディングス株式会社
代表取締役社長　竹林 憲明

提案理由

防災用緊急資材置場として整備した用地について、企業との連携による災害に強い地域づくりの推進及び脱炭素社会の実現を図るため処分しようとするもので、予定価格２，０００万円以上かつ面積５，０００平方メートル以上の不動産（土地）の売払いについては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及びこれに基づくいなべ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１５年いなべ市条例第４５号）第３条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第２０号

いなべ市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、いなべ市道路を次のとおり認定しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

宅地開発によって新設された道路、道路改良をする道路及び道路台帳補正業務によって判明した一般交通の用に供する区間を新たに市道として認定するについては、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
上笠田１５号線	員弁町上笠田地内	員弁町上笠田地内	
大泉新田２０号線	員弁町大泉新田地内	員弁町大泉新田地内	
東一色１４号線	員弁町大泉地内	員弁町東一色地内	
東一色１５号線	員弁町大泉地内	員弁町東一色地内	
石榑下８号線	大安町石榑下地内	大安町石榑下地内	
石榑下９号線	大安町石榑下地内	大安町石榑下地内	
平野新田４号線	北勢町平野新田地内	北勢町平野新田地内	
鼎３号線	藤原町鼎地内	藤原町鼎地内	

位置図

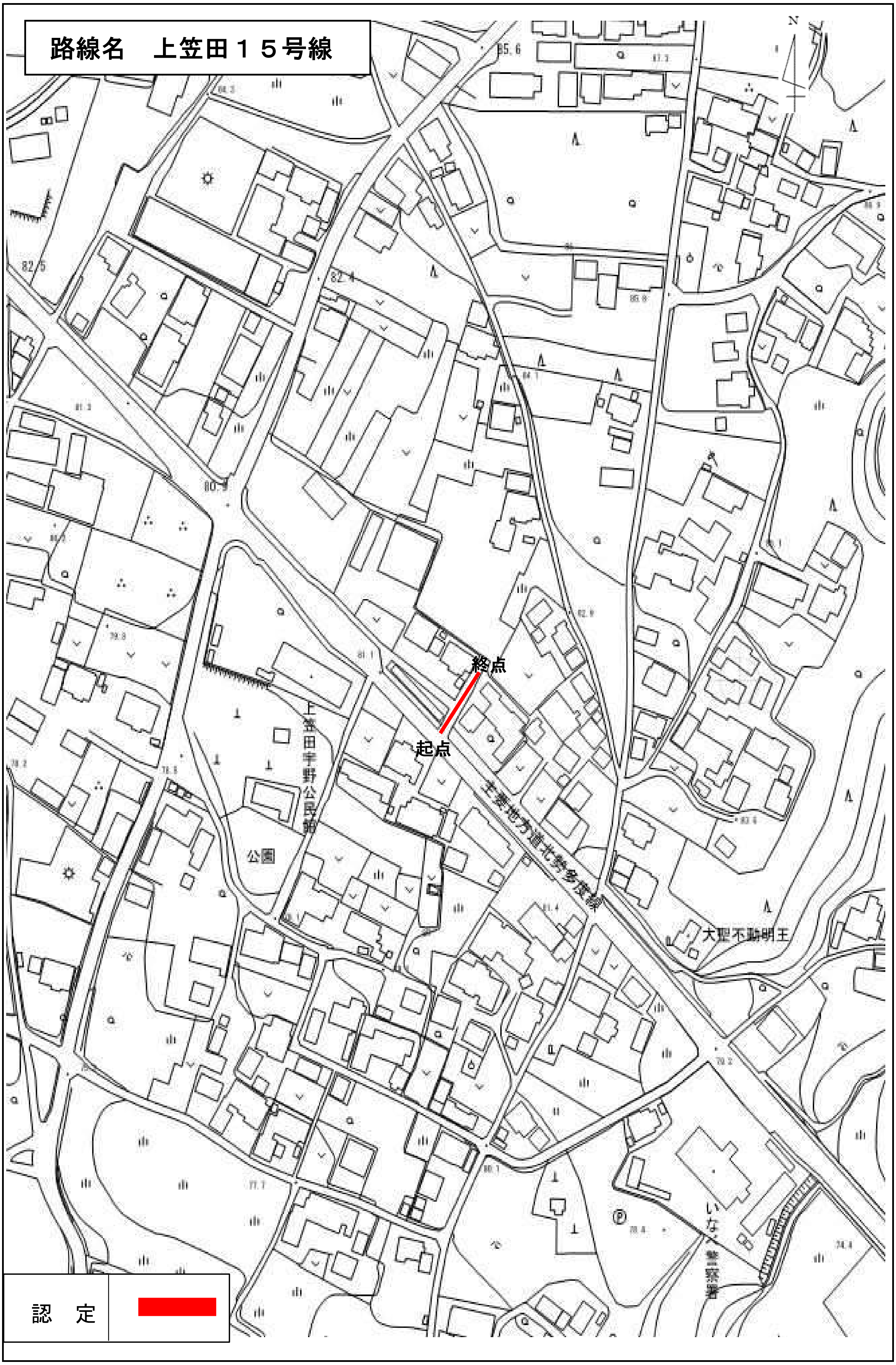

位置図

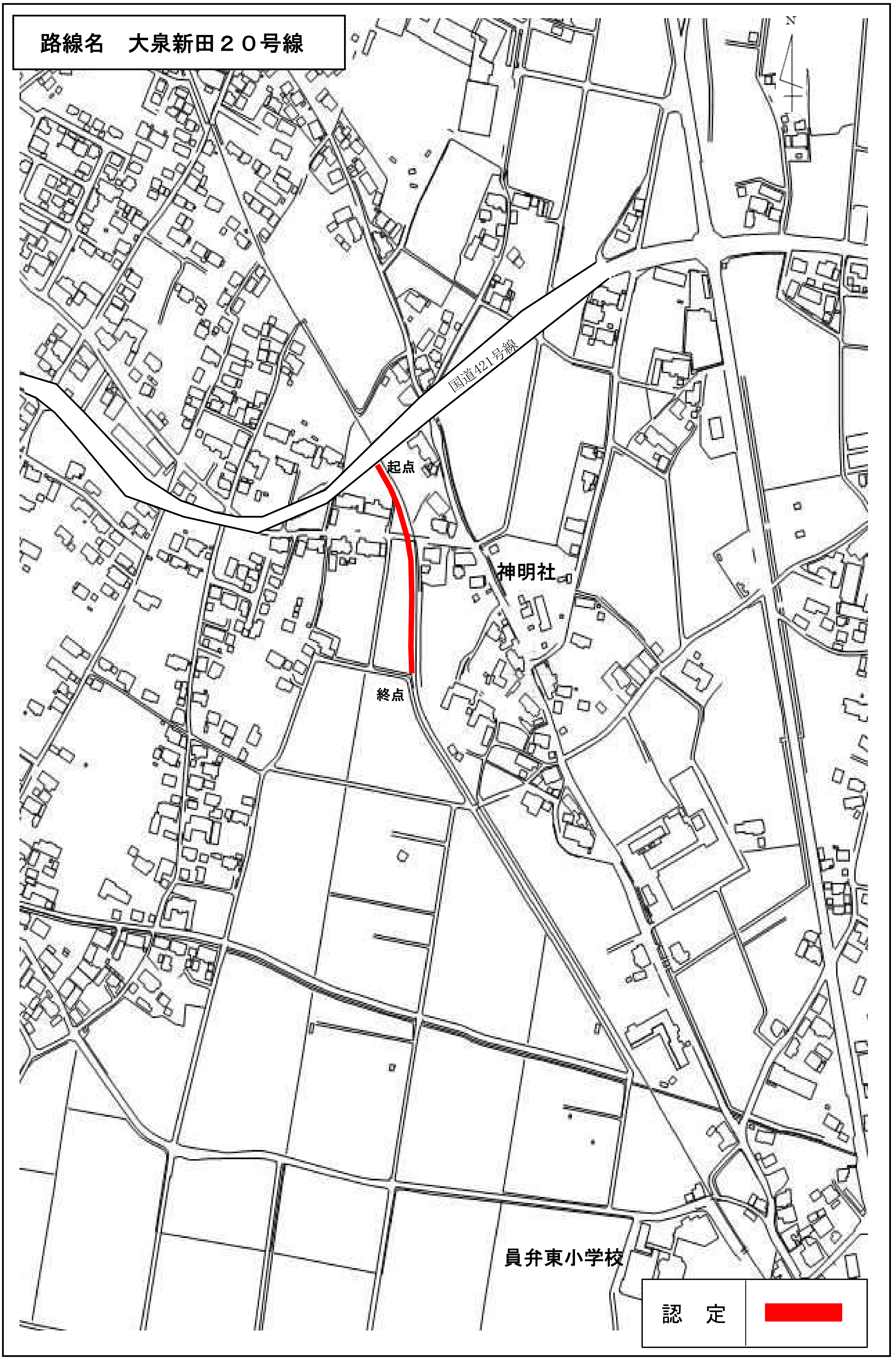

位置図

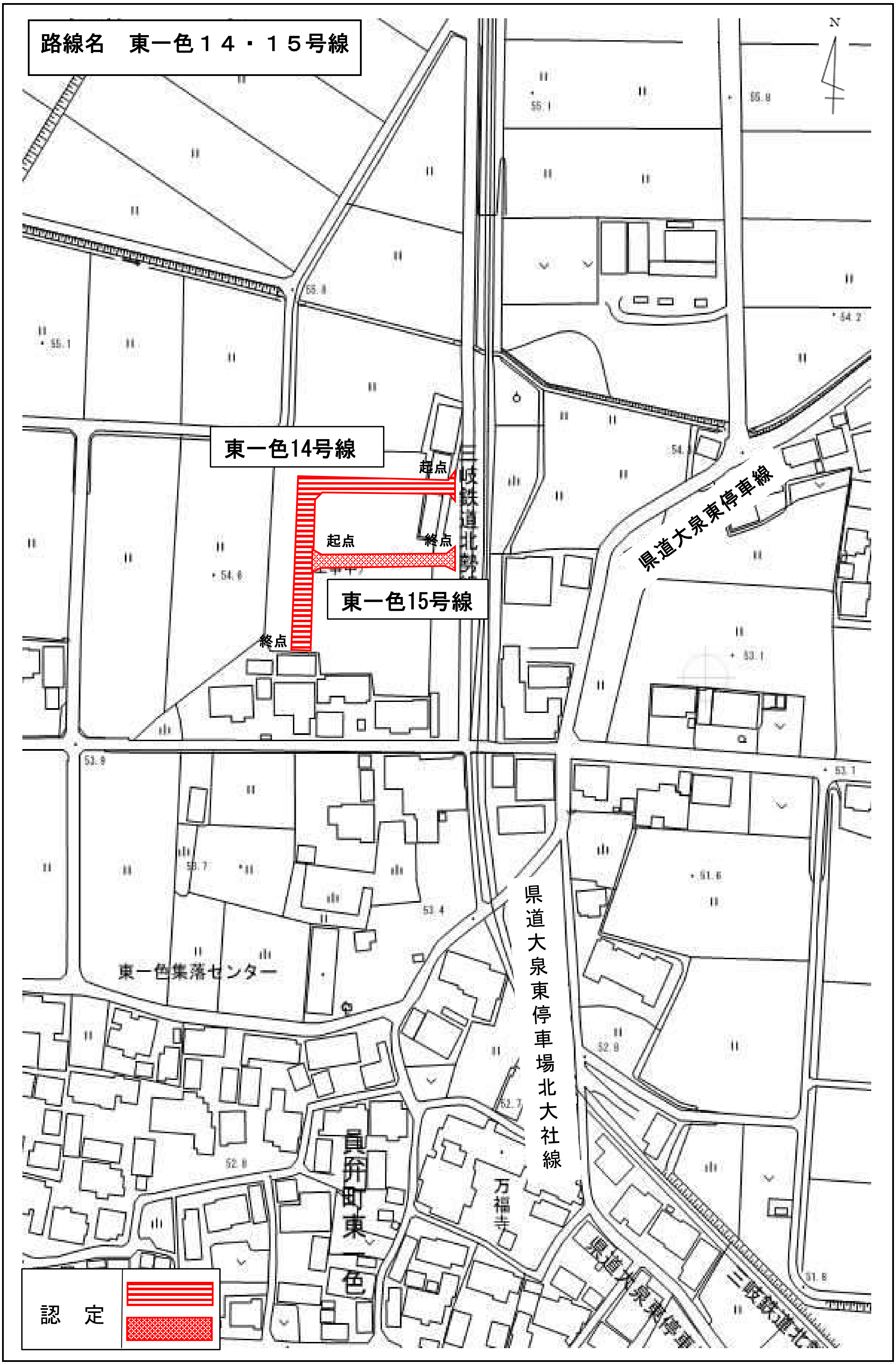
路線名　東一色１４・１５号線
東一色14号線
起点
終点
起点
終点
東一色15号線
県道大泉東停車線
県道大泉東停車場北大社線
三岐鉄道北勢線
東一色集落センター
万福寺
員弁町東一色
認　定
N

位置図

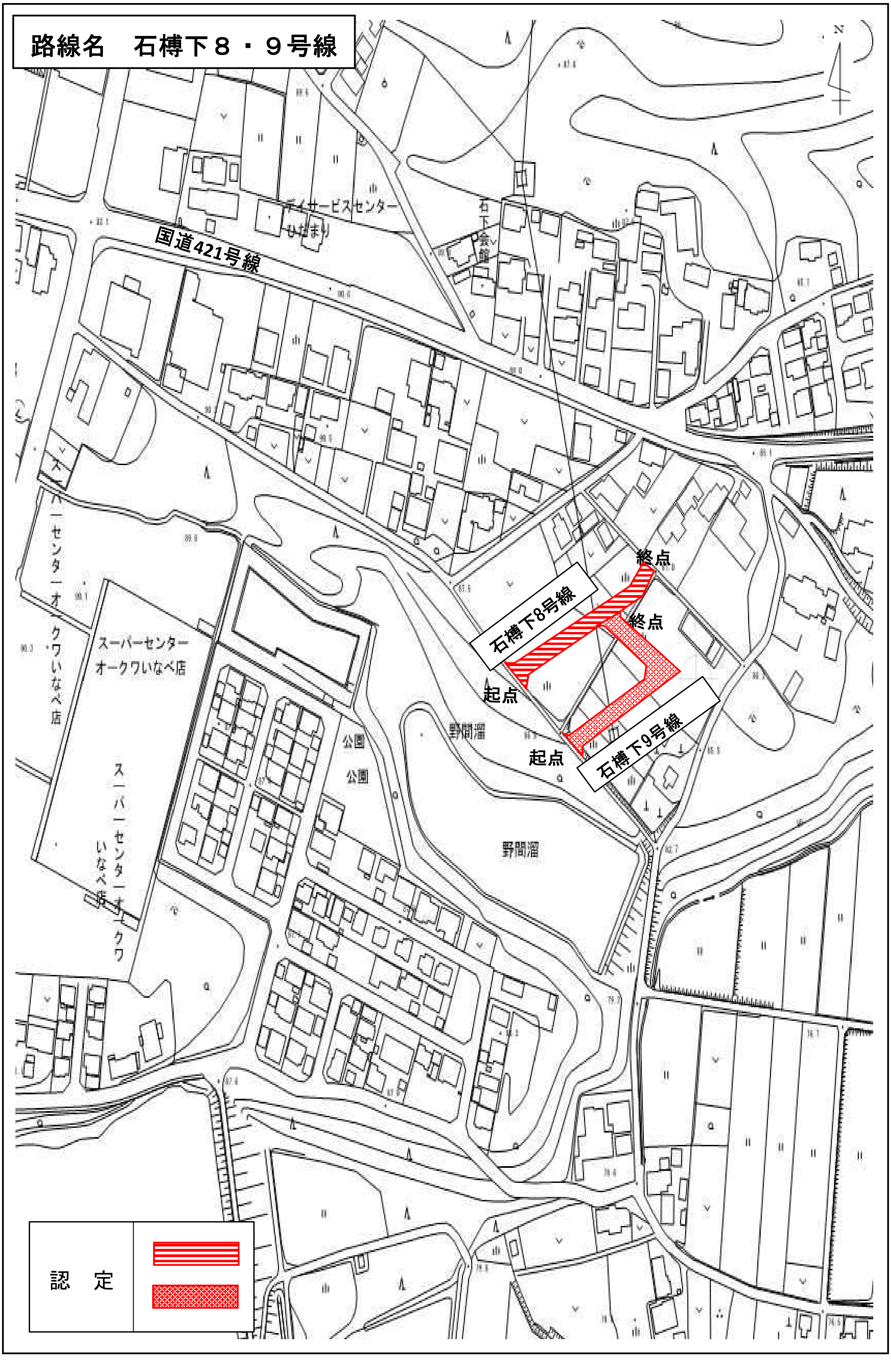
路線名　石榑下８・９号線
国道421号線
デイサービスセンターひだまり
石下会館
スーパーセンターオークワいなべ店
野間溜
公園
公園
石榑下8号線
石榑下9号線
起点
終点
起点
終点
認　定

位置図

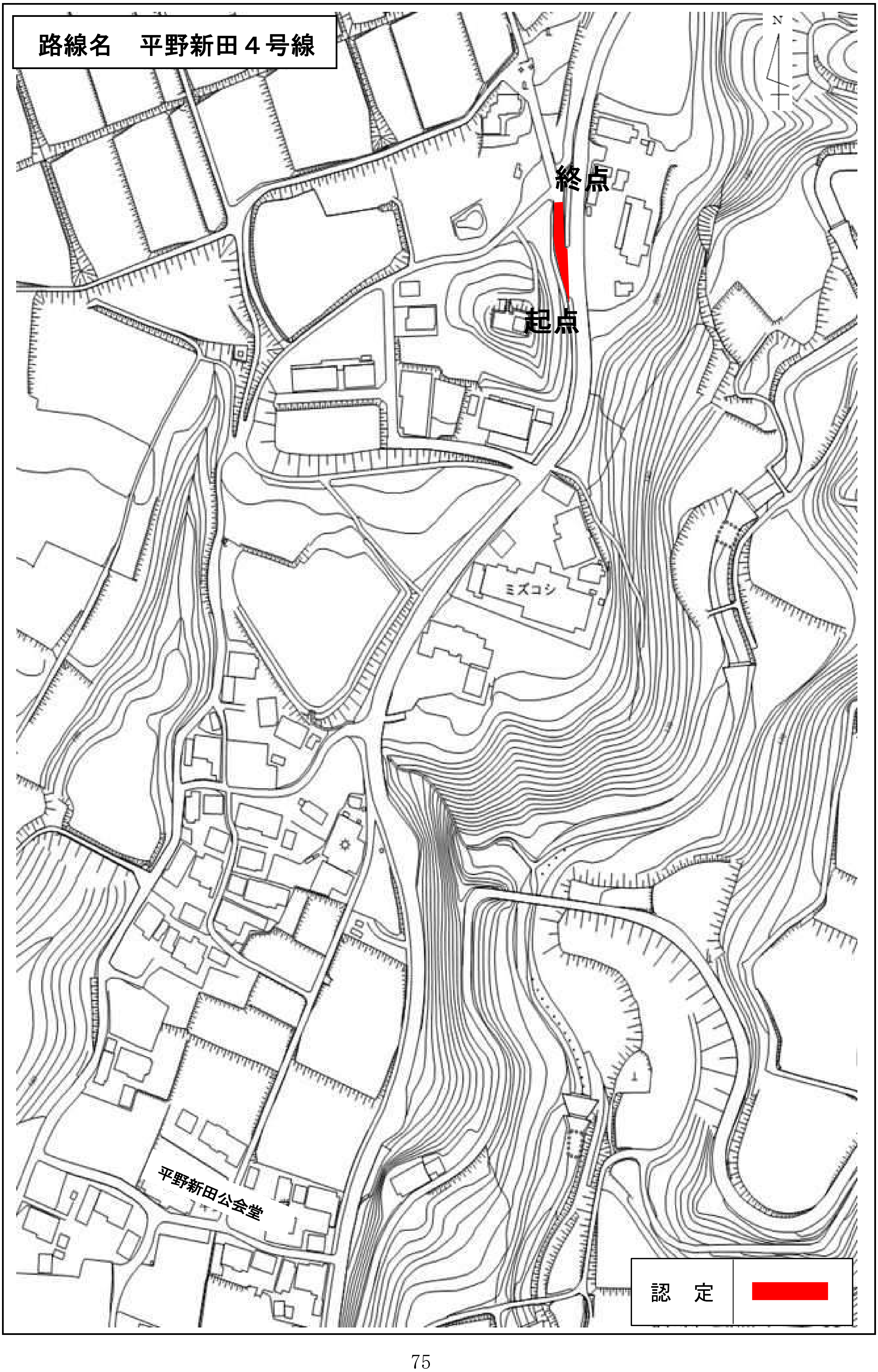

位置図

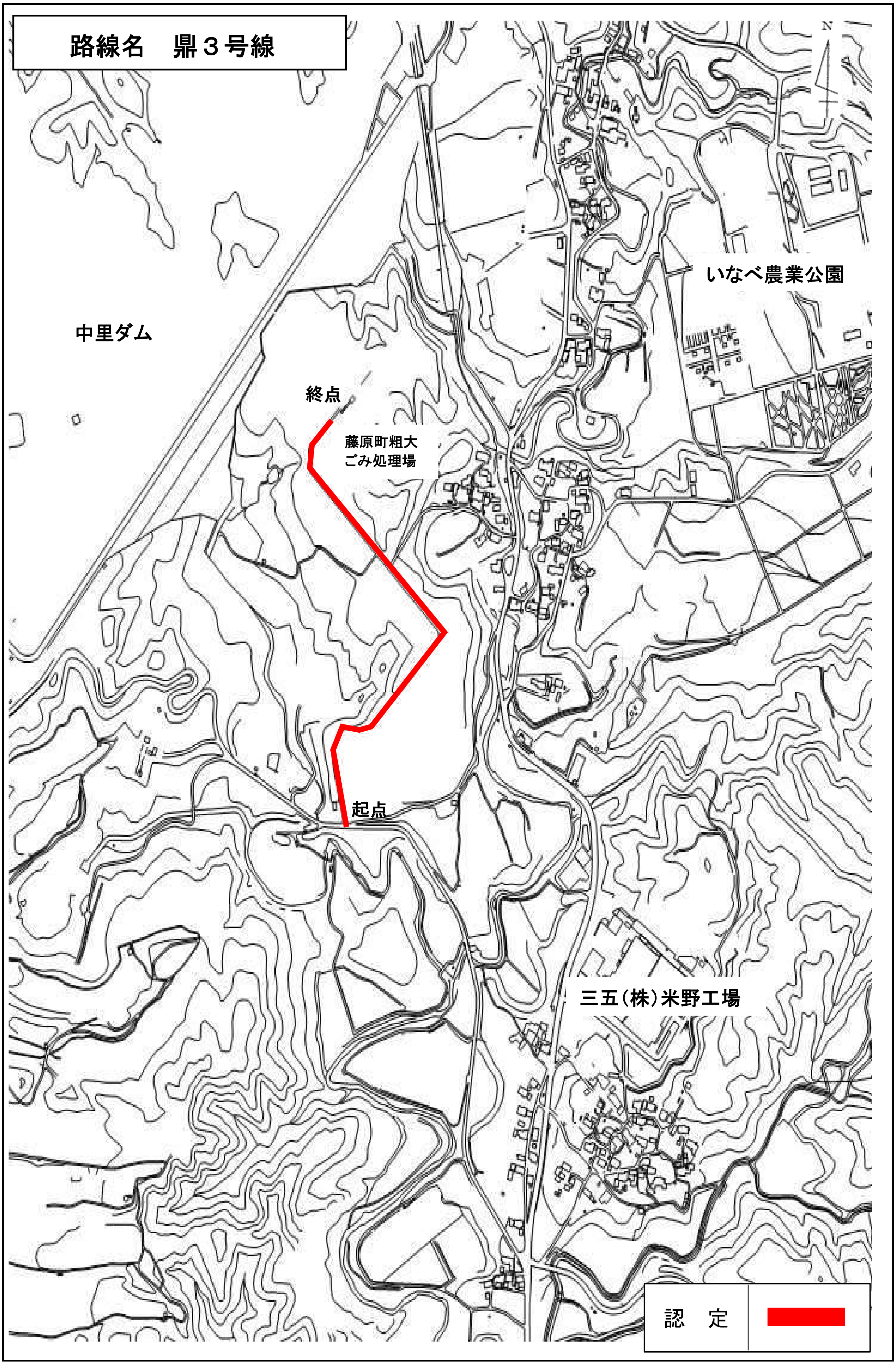

議案第２１号

いなべ市道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により、いなべ市道路を次のとおり変更しようとする。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

提案理由

市道路線の起点又は終点を変更することについては、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

変更しようとする路線

路線名	起点	終点	重要な経過地
宮東三反丸線	員弁町北金井地内	員弁町畑新田地内	
南金井４区１９号線	大安町南金井地内	大安町南金井地内	
麓村新町１号線	北勢町麓村地内	北勢町新町地内	
阿第３８号線	北勢町阿下喜地内	北勢町阿下喜地内	
治第２０号線	北勢町新町地内	北勢町新町地内	

位置図

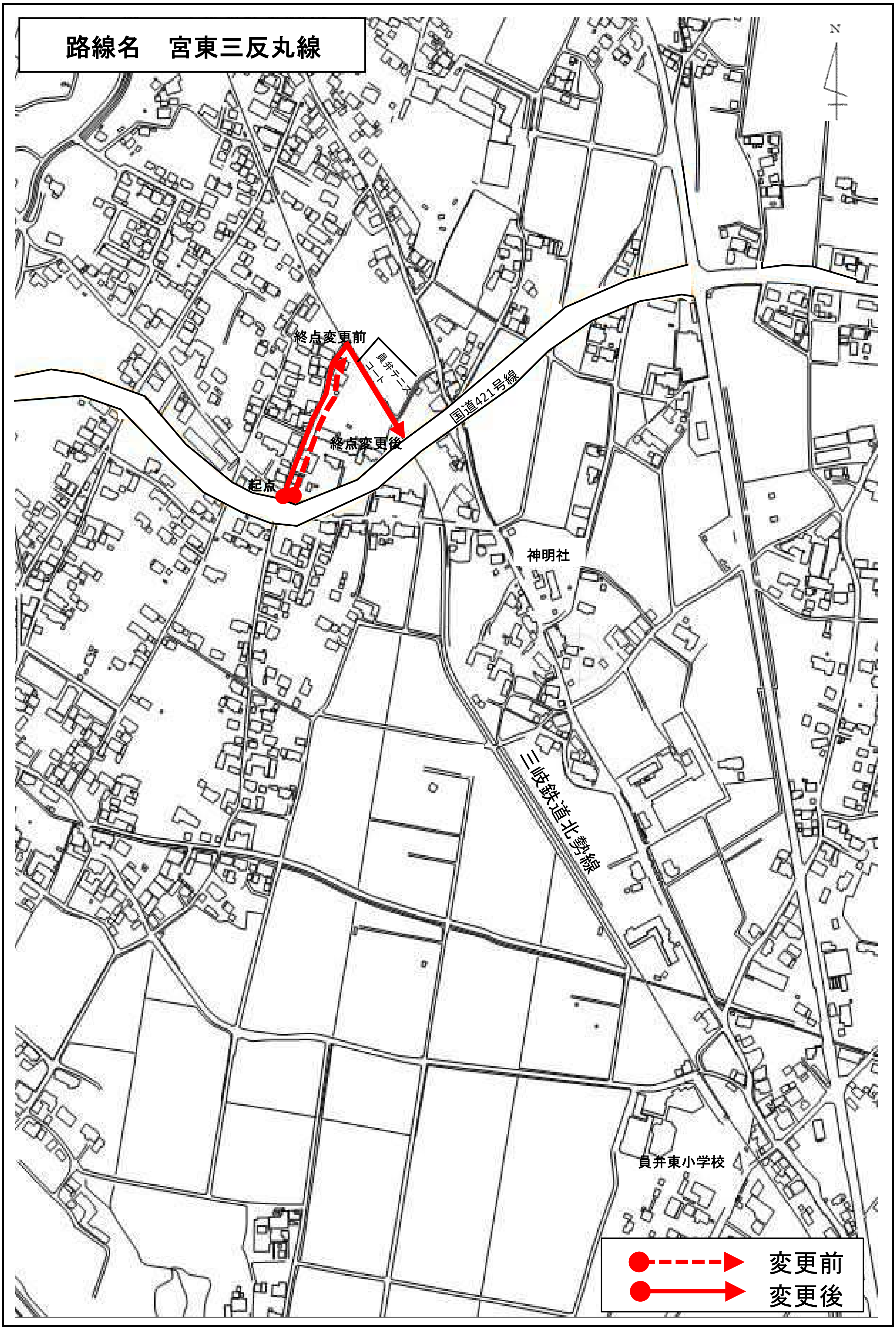
路線名　宮東三反丸線
N
終点変更前
員弁テニスコート
終点変更後
国道421号線
起点
神明社
三岐鉄道北勢線
員弁東小学校
変更前
変更後

位置図

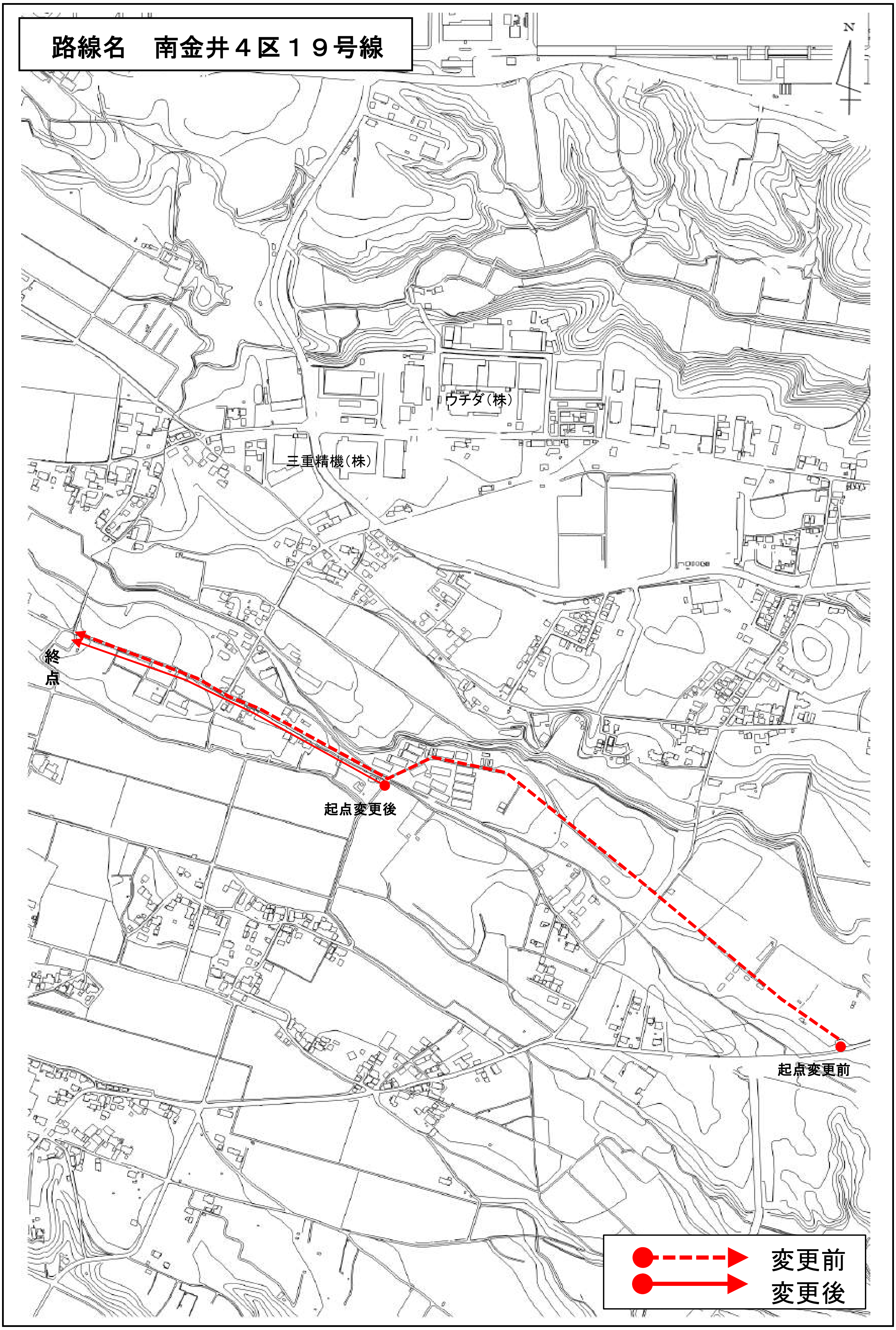

位置図

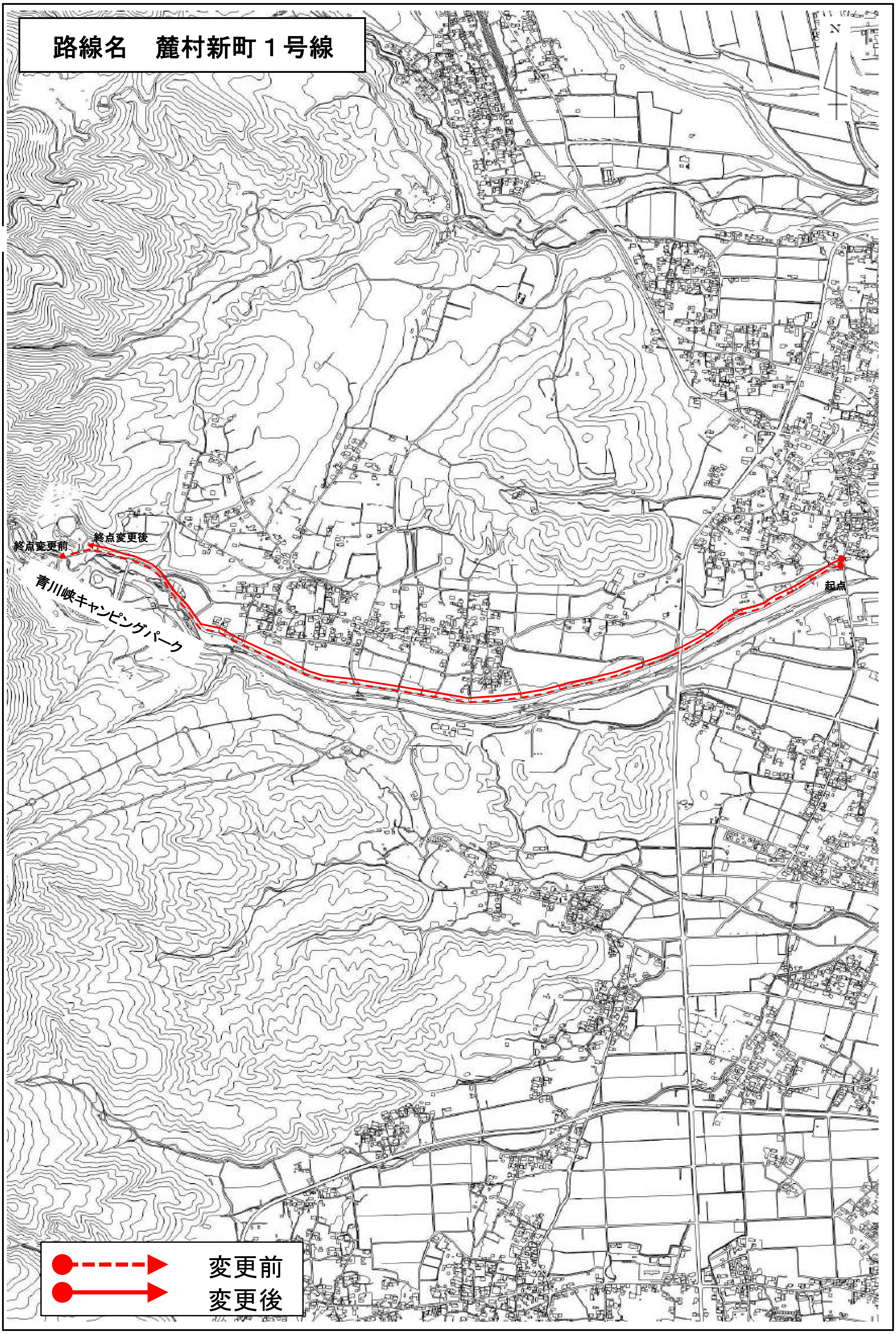

位置図

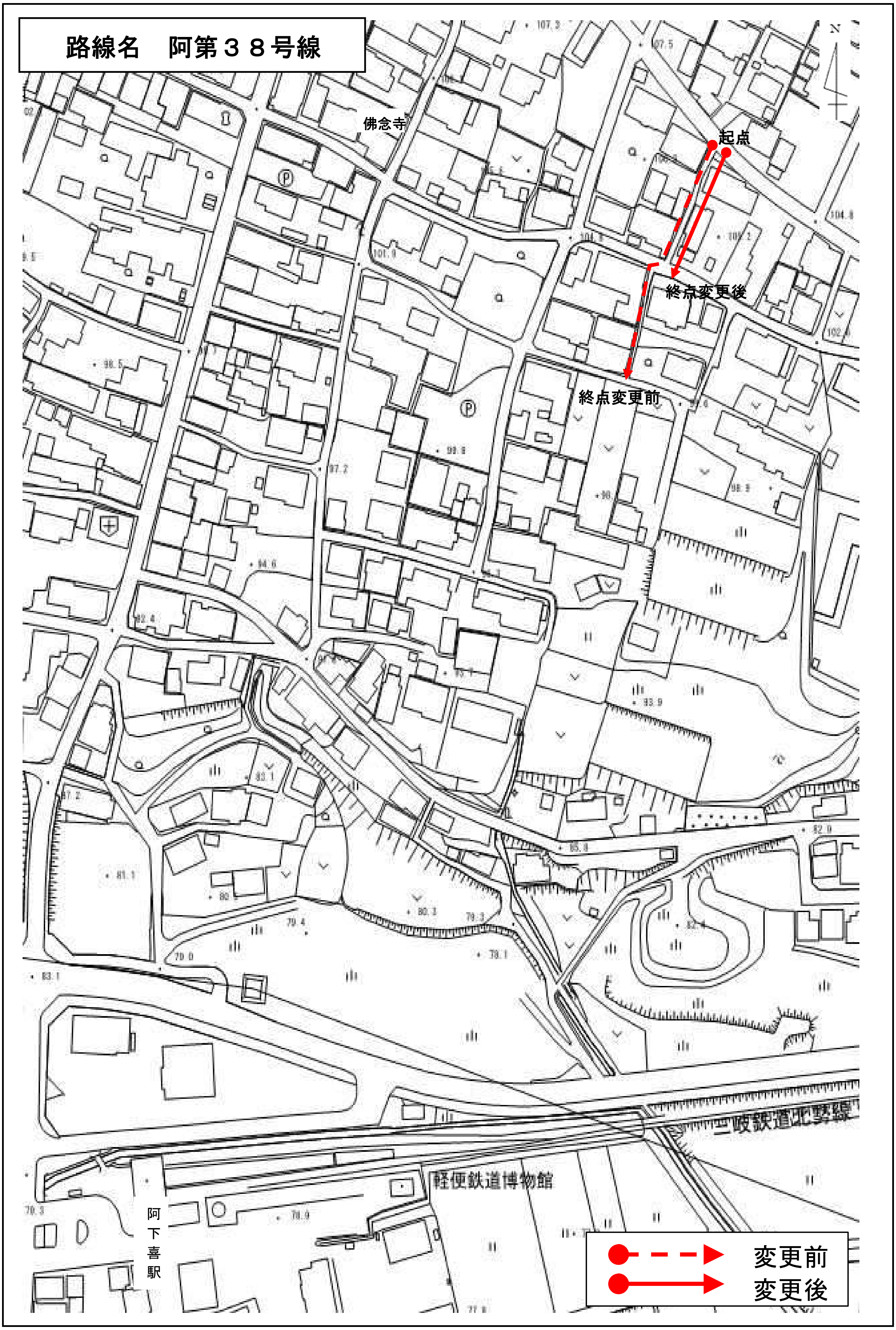

位置図

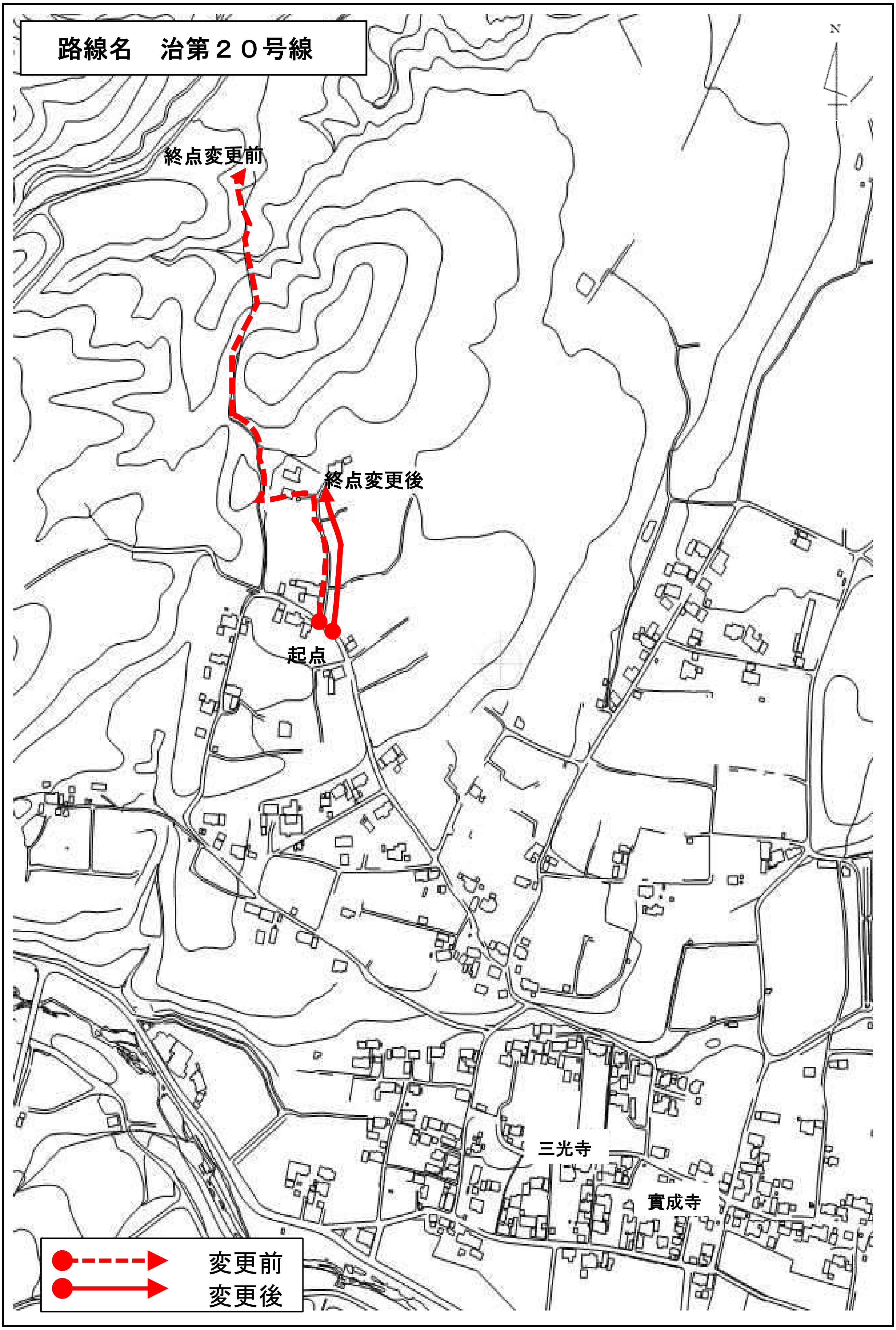

議案第２２号

令和７年度いなべ市一般会計補正予算（第９号）

令和７年度いなべ市一般会計補正予算（第９号）を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２３号

令和７年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（第４号）

令和７年度いなべ市国民健康保険特別会計補正予算（４号）を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２４号

　　　令和７年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

　令和７年度いなべ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を別案のとおり提出する。

　　　令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２５号

令和７年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第４号）

令和７年度いなべ市介護保険特別会計補正予算（第４号）を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２６号

令和８年度いなべ市一般会計予算

令和８年度いなべ市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２７号

令和８年度いなべ市国民健康保険特別会計予算

令和８年度いなべ市国民健康保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２８号

令和８年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算

令和８年度いなべ市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第２９号

令和８年度いなべ市介護保険特別会計予算

令和８年度いなべ市介護保険特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第３０号

令和８年度いなべ市水道事業会計予算

令和８年度いなべ市水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖

議案第３１号

令和８年度いなべ市下水道事業会計予算

令和８年度いなべ市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和８年２月２０日提出

いなべ市長　日　沖　　靖